リネットジャパングループ株式会社
証券コード：3556

# 第27期
# 定時株主総会
# 招集ご通知

ReNet.jp
group

**開催日時**

2026年12月19日（土曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

**開催場所**

愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号
グローバルゲート
「名古屋コンベンションホール」
4階406会議室
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

**決議事項**

第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

- 本総会は、バーチャル株主総会ハイブリッド参加型での開催とさせていただきます。
  なお、当日会場にお越しになられない株主様でも、ライブ配信にて8頁の【株主総会・経営近況報告会ライブ配信についてのご案内】に従って、ご覧になれますので是非ご活用ください。
- 株主総会終了後、株主様向けに経営近況報告会の開催を予定しております。

# 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第27期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。



代表取締役社長
グループCEO

## 経営理念　ビジネスを通じて“偉大な作品”を創る～収益と社会性の両立したビジネスモデルを目指して～

### 〔 大型の資本業務提携を機に、次の10年もさらなる飛躍へ 〕

当社は、本年12月に上場10周年を迎えます。これもひとえに、株主の皆様をはじめ、多くのステークホルダーの皆様から長年にわたりご支援をいただいたおかげです。心より厚く御礼申し上げます。

本年10月19日、JX金属サーキュラーソリューションズ株式会社、佐川急便を中核とするSGホールディングス株式会社および中古IT端末の世界大手PCS Wireless LLCの3社との資本業務提携を公表いたしました。第三者割当増資による21億円に加え、協業の進捗に応じて行使が進む2回の新株予約権等により、すべてが行使された場合には、最大60億円の資金調達となります。

この資本業務提携を通じて、協業による事業成長と、調達資金を活用した戦略的なM&Aの両面から取り組みを進め、さらなる飛躍を目指してまいります。

現在、当社グループの事業を取り巻く環境には追い風が吹いています。リサイクル事業では、日本政府が循環経済への移行を国家戦略に位置づけ、循環型産業の市場規模を2030年に80兆円へ拡大する方針を掲げています。こうした中、当社はJX金属、佐川急便とともに、循環経済の実現に欠かせない「回収プラットフォーム」の構築を進めてまいります。

リユース事業では、iPhoneをはじめとするスマートフォンやタブレットについて、メモリーの供給不足などを背景に新品価格が上昇し、中古端末の需要も急速に高まっています。PCS社のグローバルなネットワークを活用して中古端末の調達を進めるとともに、日本国内での販売拡大を目指します。

また、リユース・リサイクルの取扱量を拡大し、それに伴って現場での障がい者雇用も広げていくことで、「環福連携モデル」を通じた障がいのある方1万人の雇用創出に挑戦してまいります。

こうした取り組みを通じて、「ビジネスを通じて“偉大な作品”を創る」という経営理念の実現を目指すとともに、2035年にグループ売上高1,000億円、経常利益100億円を達成するグループを目指してまいります。

株主の皆様には、これまでのご支援に改めて感謝申し上げますとともに、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

# 業界大手3社との資本業務提携を締結

2026年10月19日付でJX金属サーキュラーソリューションズ株式会社（以下、JX金属CS）、SGホールディングス株式会社（以下、SGHD）、及びPCS Wireless LLC（以下、PCS）との間でそれぞれ資本業務提携契約を締結いたしました。第三者割当増資と2回の新株予約権により、最大で約60億円の調達となり、自己資本比率は46%まで大幅改善する見通しです。

| ❶ 第三者割当増資 | ❷ 新株予約権（第26回） | ❸ 新株予約権（第27回） |
|---|---|---|
| **21億円** | **17億円** | **22億円** |
| PCS / JX金属CS / SGHD | PCS<br>※EVO FUNDの自社株価予約取引の清算含む | PCS |
| 2026年10月19日 ローンチ | 第三者割当から12か月以内<br>株価：基準価格の+50%プレミアム | 第三者割当から18か月以内<br>株価：基準価格の+100%プレミアム |

**出資合計：60億円**

## ▶ 自己資本比率の改善

| | | |
|---|---|---|
| **18%**<br>2026年9月期時点 | → | **46%**<br>全行使後（第三者割当+新株予約権）<br>資本性ローン考慮後は56% |

## ▶ 調達資金の使途

| 回収プラットフォーム | 中古IT端末 | M&A等 |
|---|---|---|
| **6.5億円** | **3.6億円** | **50億円** |
| ● 回収拠点整備・安全対策<br>● システム開発・改修・初期整備 | ● 海外仕入れ、輸入、検品、データ消去・商品化<br>● 安定供給に必要な運転資金 | ● リユース、ITAD等における顧客技術・処理・販売機能<br>● 障がい者グループホーム等の拠点・人材・運営基盤 |

# リネットジャパングループは、国内外で4つの事業を展開

リユース事業

NET OFF by ReNet

## 会員数635万人を擁する日本最大級のネット中古書店

NETOFFブランドで本・ゲームソフト・DVD・フィギュア等を中心に多様な中古リユース商品を取り扱っています。インターネットと宅配便を活用した無店舗型の買取・販売サービスを提供し、ローコスト・効率運営を強みとしています。



リサイクル事業

ReNet.jp recycle

## 都市鉱山リサイクルと障がい者雇用の創造

使用済となったパソコンなどの小型家電に含まれる資源は“都市鉱山”と呼ばれ、資源大国並みに埋蔵されていると言われています。当社は小型家電リサイクル法の認定を取得し、宅配便でご自宅から回収するサービスを提供。回収後の再資源化の現場では、知的障がいのある方を積極的に雇用する取り組みを展開しています。




ソーシャルケア事業

ReNet.jp social care

## 障がい者向けグループホームの展開

障がい者の方を対象にグループホーム（共同生活援助）の運営を行っています。障がい者区分の軽度から中度の方を対象とした施設や、全国的に数の少ない中度から重度の方を対象とした施設を直営で展開することによって、障がい福祉に関する課題解決に向けて取り組みを進めております。



外国人材事業

ReNet.jp Global HR

## 外国人材事業

カンボジアに加え、新たにインドネシアでの技能実習生・特定技能生の送り出し事業を展開。また、ソーシャルケア事業とのシナジーを図るべく障がい福祉、介護、医療関連領域の人材を強化していきます。



株 主 各 位

証券コード 3556
2026年12月４日
愛知県大府市柊山町三丁目33番地
**リネットジャパングループ株式会社**
代表取締役社長　黒　田　武　志

# 第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://corp.renet.jp/ir/library/kabunushi.html

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/3556/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「リネットジャパングループ」又は「コード」に当社証券コード「3556」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、６頁～７頁の【議決権行使についてのご案内】に従って、2026年12月18日（金曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
　また、本総会は、バーチャル株主総会ハイブリッド参加型での開催とさせていただきます。当日、会場にお越しになられない株主様でも、ライブ配信にて８頁の【株主総会・経営近況報告会ライブ配信についてのご案内】に従って、ご覧になれますので是非ご活用ください。

敬　具

記

| | |
|---|---|
| **1 日　　時** | **2026年12月19日**（土曜日） **午前10時**（受付開始：午前9時30分）<br>（開催時刻が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）<br>※株主総会終了後、株主様向けに経営近況報告会の開催を予定しております。 |
| **2 場　　所** | 愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号<br>**グローバルゲート　名古屋コンベンションホール　4階406会議室** |
| **3 目的事項** | **報告事項**　1．第27期（2025年10月1日から2026年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2．第27期（2025年10月1日から2026年9月30日まで）計算書類報告の件<br>**決議事項**　第1号議案　定款一部変更の件<br>第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各種ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
  なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
  したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

**◆事前のご質問 受付方法◆**

| | |
|---|---|
| 方　　法 | **メール本文に株主名、株主番号、ご質問内容を明記のうえご連絡ください。** |
| メールアドレス | **ir@renet.jp** |
| 締め切り | **2026年12月18日（金曜日）午後6時まで** |



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

**2026年12月19日（土曜日）**
**午前10時**（受付開始：午前9時30分）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

**2026年12月18日（金曜日）**
**午後６時到着分まで**



### インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2026年12月18日（金曜日）**
**午後６時入力完了分まで**

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

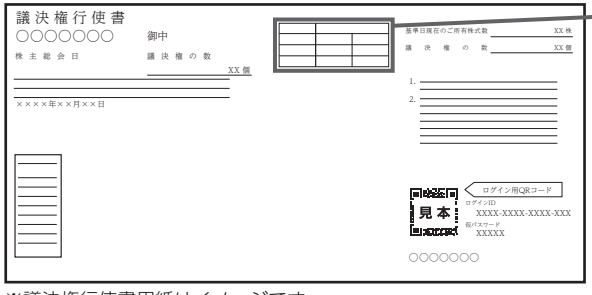


※議決権行使書用紙はイメージです。

**こちらに議案の賛否をご記入ください。**

**第１号議案**

- **賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印

**第２号議案**

- **全員賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **全員反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

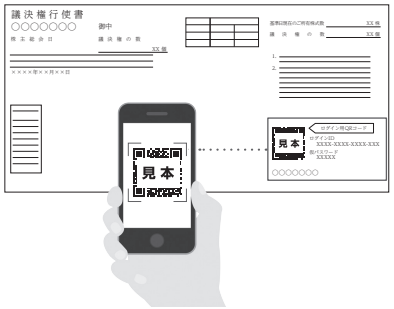


※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。




## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

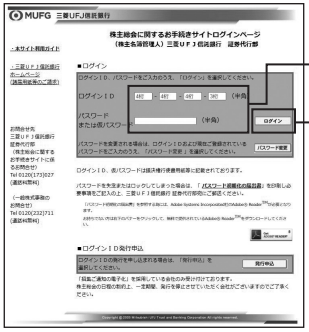


「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

**三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク**
**0120－173－027**
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

# 株主総会・経営近況報告会ライブ配信についてのご案内

➢ 株主総会当日にご自宅等からでも株主総会や経営近況報告会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。

株主総会・経営近況報告会ライブ配信につきましては、株主総会オンラインサイト「**Engagement Portal**」をご利用いただきますようお願い申しあげます。
※本サイトの公開期間は、本招集通知到着時～2027年1月31日（日曜日）となります。

## 1．株主総会・経営近況報告会ライブ配信日時

2026年12月19日（土曜日）　午前10時～経営近況報告会終了時刻まで
※当日ライブ視聴画面は、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。
※やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。

## 2．株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

本招集通知同封の議決権行使書裏面をご参照の上、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。
※同封の議決権行使書を紛失された場合、招集通知10頁記載の【ログインや本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約１週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

### (1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）

議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。
「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

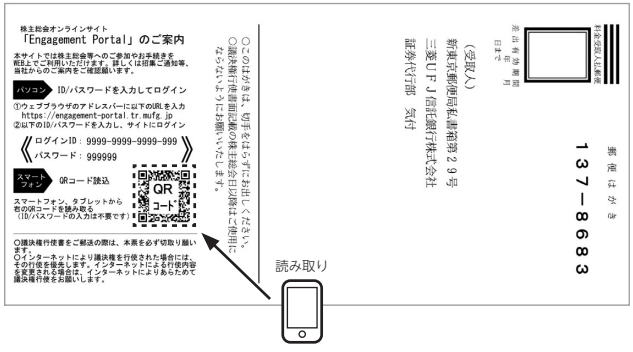

### (2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）

① 以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL：https://engagement-portal.tr.mufg.jp/

② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。

③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

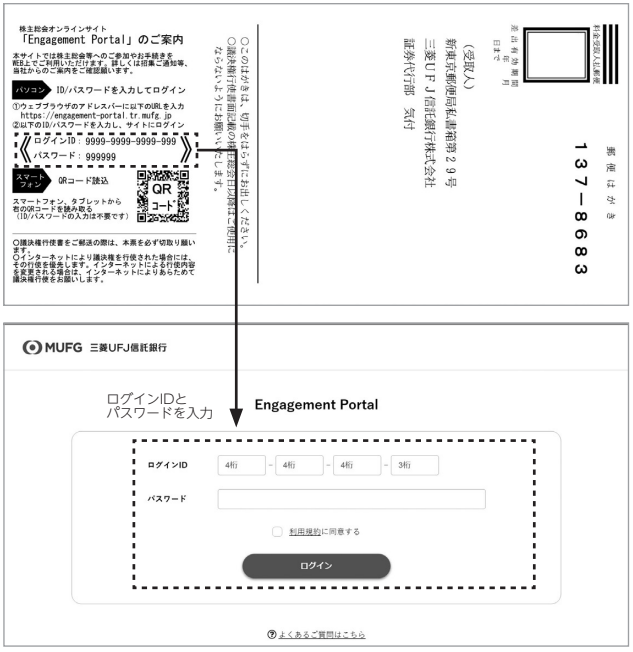


## 3. 株主総会・経営近況報告会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

※本サイトから、視聴環境のテストを事前に行っていただくことが可能ですので、是非ご活用ください。

① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。




② 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ✓ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ✓ 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット等による投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申しあげます。
- ✓ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ✓ インターネットからの株主総会や経営近況報告会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。
- ✓ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ SNSへの公開等、株主総会や経営近況報告会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

## 4．株主総会のオンデマンド配信（録画配信）について

当社は、より多くの株主様に株主総会の模様をご覧いただくため、後日、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にて、オンデマンド配信（録画配信）いたします。

≪推奨環境≫

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下の通りです。

| | PC | | モバイル | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Windows | Macintosh | iPad | iPhone | Android |
| OS<br>※各最新 | Windows | MacOS | iPadOS | iOS | Android |
| ブラウザ<br>※各最新 | Google Chrome、<br>Microsoft Edge<br>（Chromium） | Safari、<br>Google Chrome | Safari | Safari | Google Chrome |

（上記環境においても、OS、ブラウザ固有の不具合や通信環境、端末により一部画面表示が崩れたり、正常に動作しない場合がございます。）

【ログインや本サイトに関するお問い合わせ】

TEL　0120－676－808　（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

（土日祝日等を除く平日９時～17時、ただし、株主総会当日は９時～経営近況報告会終了時刻まで）

# 株主総会参考書類

## 第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、2026年10月19日に発表いたしました資本業務提携により、発行済株式総数が現行の発行可能株式総数である20,000,000株を超える見込みです。

また、東京証券取引所が投資単位の引下げに向けた株式分割の検討を促していることも踏まえて、将来の株式分割や追加の資金調達等、今後の資本政策を適切かつ機動的に行うために必要な株式数の枠を確保したいと考えており、定款に規定された発行可能株式総数を現行の20,000,000株から70,000,000株に変更する定款の一部変更を行うものであります。

なお、本議案に基づく発行可能株式総数の変更は、直ちに新株を発行することを意味するものではなく、既存株主の持株比率が直ちに希薄化するものでもありません。実際の株式発行については、今後の資金需要、投資計画その他の経営上の必要性を踏まえ、個別に判断してまいります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

（下線部は変更箇所を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第１条～第４条　（条文省略） | 第１条～第４条　（現行どおり） |
| 第２章 株式 | 第２章 株式 |
| （発行可能株式総数）<br>第５条　当会社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。 | （発行可能株式総数）<br>第5条　当会社の発行可能株式総数は、70,000,000株とする。 |
| 第６条～第43条　（条文省略） | 第6条～第43条　（現行どおり） |

## 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1<br>再任 | 黒田（くろだ）　武志（たけし）<br>（1965年11月５日生） | 1989年４月　トヨタ自動車株式会社　入社<br>2000年７月　当社設立　代表取締役社長（現任）<br>2013年３月　リネットジャパン株式会社（現リネットジャパンリサイクル株式会社）　代表取締役（現任）<br>2020年11月　ネットオフ株式会社　代表取締役（現任）<br>2022年７月　リネットジャパングローバルスタッフ株式会社（現RJプロパティーズ株式会社）　代表取締役（現任）<br>2024年10月　RJソーシャルケアグループ株式会社（現RJソーシャルケア＆HRグループ株式会社）　取締役（現任）<br>2026年７月　リネットジャパングローバルHR株式会社　取締役（現任） | 3,075,200株 |
| | 取締役候補者とした理由<br>当社創業者として、宅配リサイクルという新たな事業領域から、リユース事業、リサイクル事業、ソーシャルケア事業、ＨＲ事業を展開し、事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。以上により、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としております。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 2<br>新任 | 中村（なかむら）　俊夫（としお）<br>（1977年10月28日生） | 2000年 4 月　株式会社大阪有線放送（現 株式会社USEN）入社<br>2005年11月　当社入社<br>2013年 7 月　当社 ネットリサイクル事業部 執行役員<br>2017年10月　当社 ネットリサイクル事業部 常務執行役員<br>2017年12月　リネットジャパン株式会社（現リネットジャパンリサイクル株式会社）取締役<br>2018年12月　当社 取締役<br>2020年 1 月　リネットジャパンリサイクル株式会社 代表取締役社長（現任）<br>2020年12月　当社 取締役<br>2022年12月　当社 常務執行役員（現任）<br>2025年12月　ネットオフ株式会社 取締役（現任） | 5,000株 |
| | 取締役候補者とした理由<br>中村俊夫氏は、当社において小型家電リサイクル事業を立ち上げ時より担当し、各省庁・各関連団体との対応、事業の収益力向上に向けた各種施策を考案し、同事業の代表取締役社長として、昨年度は同事業において過去最高の業績を達成。同事業に対する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補としております。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3<br>再任<br>社外<br>独立 | 高橋（たかはし）　義孝（よしたか）<br>（1965年 5 月31日生） | 1990年 4 月　アンダーセンコンサルティング　入社<br>1994年 3 月　ジーエフシー株式会社　入社<br>1999年 4 月　個人経営コンサルタント業　開始<br>2008年 8 月　当社　社外取締役（現任） | 100株 |
| | 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割<br>高橋義孝氏は、長年にわたるコンサルタントとして各分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、的確な助言をいただくことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断し、社外取締役候補者としております。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 4<br>再任<br>社外 | 髙橋（たかはし）　理人（まさと）<br>（1959年４月24日生） | 1982年４月　株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）　入社<br>2007年９月　楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）入社<br>2011年10月　同社常務執行役員就任<br>2013年６月　株式会社LIFULL 社外取締役<br>2021年３月　アディッシュ株式会社 社外取締役（現任）<br>2022年６月　株式会社ウィルグループ 社外取締役（現任）<br>2023年５月　株式会社property technologies　社外取締役（現任）<br>2025年12月　当社　社外取締役（現任） | －株 |
| | 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割<br>髙橋理人氏は、経営者としての豊富な実績と経験及びデータを活用した新規サービスの開発についての豊富な知見など幅広い分野の知識、経験を有しており、上場企業における社外取締役などの要職を歴任しております。その豊富な経験と実績は当社の社外取締役としての立場から取締役会の機能強化に貢献頂けると判断し、社外取締役候補者としております。 | | |

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．髙橋義孝氏及び髙橋理人氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって髙橋義孝氏が18年４ヶ月、髙橋理人氏が1年となります。

３．当社は、社外取締役候補者である髙橋義孝氏及び髙橋理人氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分は免責される契約を締結しております。両氏が取締役に再任され就任した場合は、当社と両氏の間で、当該契約を継続する予定であります。

４．髙橋義孝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が取締役に再任され就任した場合は、当社は同氏を引続き独立役員とする予定であります。

５．当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としています。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、D&O保険の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以　上

# 事業報告（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

## 1 企業集団の現況

### （1）当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当社グループは、収益と社会性の両立を目指し「ビジネスを通じて『偉大な作品』を創る」を経営理念に掲げ、「リユース・リサイクル事業」として、実店舗を有しないインターネット特化型の「リユース事業」、インターネットと宅配便を活用した都市鉱山リサイクルの「小型家電リサイクル事業」を、「ソーシャルケア事業」として、知的・精神障がいのある方を対象としたグループホームや就労継続支援B型事業所の運営に加え、介護人材不足に対応する観点で福祉領域に特化した海外人材送出しを展開しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高15,232,827千円（前連結会計年度比46.2％増）、営業利益1,703,871千円（同452.7％増）、経常利益1,190,268千円（同139.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益827,252千円（同66.3%増）となりました。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 売上高 | 152億 32百万円<br>（前期比 46.2 ％増） | 営業利益 | 17億 3百万円<br>（前期比 452.7 ％増） |
| 経常利益 | 11億 90百万円<br>（前期比 139.7 ％増） | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 8億 27百万円<br>（前期比 66.3 ％増） |

≪リユース・リサイクル事業≫

当事業は、循環型社会の形成に向けた事業展開を行うため、リユース事業及びリサイクル事業に取り組んでおります。リユース事業では、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、インターネットを通じてユーザーから中古本・CD・DVD・ゲームソフト・ブランド品・貴金属・フィギュアなど多様な商品の買取申込を受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店等を通じてインターネット販売を行う、宅配便を活用した利便性の高い、且つインターネットに特化した非対面・非リアルの宅配買取・販売サービスを顧客に提供するものであります。リユース業界においては、当社が取り扱うメディア・ホビー 商材のカテゴリーは実店舗を通じた買取・購入形態からインターネットによる買取・購入形態への移行が加速しており、同カテゴリーにおけるネット市場は今後も成長が続いていく見通しにあります。

小型家電リサイクル事業では、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の認定事業者免許をインターネットと宅配便を活用した回収スキームにて取得しており、全国773の自治体（2026年11月１日現在）との広範な連携を軸に行政サービスの一環としてサービスを提供する独自の事業モデルを構築しております。同事業は、ユーザーからのインターネット申込により、不用となった使用済小型電子機器等を宅配便で直接回収するとともに、パソコンや携帯電話を廃棄する際の情報漏えいを懸念するユーザー向けのデータ消去サービス等オプションサービスを有償で提供、また回収した使用済小型電子機器等からの再生可能資源を再資源化事業者へ売却又は再利用可能品としてリユース販売するインターネットプラットフォーム型のサービスを提供しております。同事業においては更に回収量を拡大させるべく、自治体との連携とメディアを通じたマーケティング戦略の強化によるサービス認知度や利用率の向上を強化するとともに、大手メーカー・小売業者との提携による回収ネットワークの仕組み化を拡大してきました。

以上の結果、当セグメントの売上高は13,616,564千円（前連結会計年度比61.0%増）、セグメント利益は2,759,204千円（同153.2%増）となりました。

≪ソーシャルケア事業≫

当事業は、障がい者の社会的な自立を支援する観点から生活基盤の構築と就労機会の拡大を目指すため、障がい者向けグループホームの運営を展開し、障がい福祉事業のノウハウと全国の自治体と繋がったリサイクルのネットワークを活かし、障がい福祉事業のストック型事業基盤拡大の一環として中度・重度障がい者向けのグループホーム（日中サービス支援型共同生活援助）の直営展開を中心とした成長戦略を基軸に据えてまいります。海外人材送出し事業は、日本国内での旺盛な求人需要も背景として拡大施策に取り組んできており、日本の就業人口の減少に伴う求人需要と、日本での高度な技能習得や就労によるキャリアアップ機会により帰国後の母国の経済発展に資する人材育成を図る事業であり、国際的・社会的意義の高さとともに、中長期的にも大幅に市場が拡大していくものと予想しております。特に当社ではソーシャルケア事業における福祉分野の事業拡大に合わせ、今後ますます深刻化する国内の介護人材の不足に対応する観点で、福祉領域特化型人材送出し事業を成長の基軸と位置づけ、体制強化や取り組み市場拡大を含め積極的な事業展開に取り組んでまいります。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,616,003千円（前連結会計年度比17.5％減）、セグメント損失は63,065千円（前連結会計年度はセグメント利益97,347千円）となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、主としてソーシャルケア事業における土地の取得など、627,698千円の設備投資となりました。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株発行及び取引金融機関からの借入金により、4,389,551千円の資金調達を実施しました。

### ④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

| 区　分 | | 第24期<br>(2023年９月期) | 第25期<br>(2024年９月期) | 第26期<br>(2025年９月期) | 第27期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年９月期) |
|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | (千円) | 11,055,629 | 11,676,964 | 10,419,239 | 15,232,827 |
| 営業利益 | (千円) | 73,744 | △1,263,450 | 308,302 | 1,703,871 |
| 経常利益 | (千円) | 128,584 | △1,184,562 | 496,543 | 1,190,268 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (千円) | △352,280 | △1,882,722 | 497,425 | 827,252 |
| １株当たり当期純利益 | (円) | △28.38 | △148.23 | 34.06 | 56.47 |
| 総資産 | (千円) | 14,785,200 | 8,449,837 | 7,042,694 | 11,011,799 |
| 純資産 | (千円) | 2,047,893 | 332,486 | 1,093,506 | 2,091,900 |

※△は損失を表示しています。

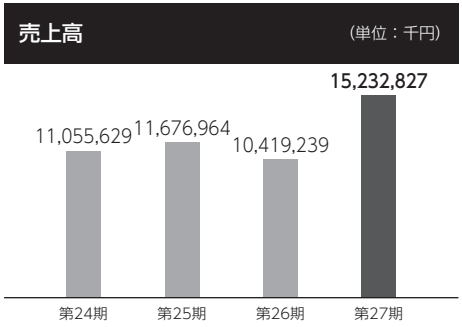


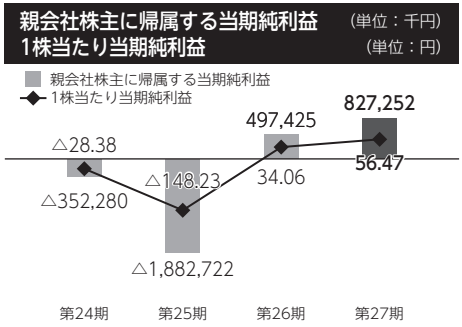


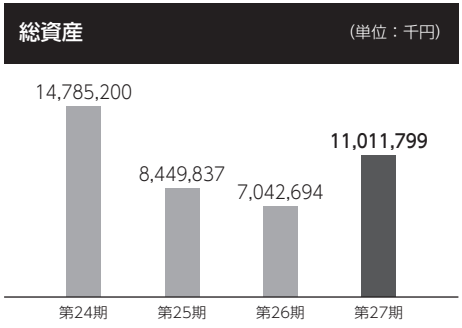


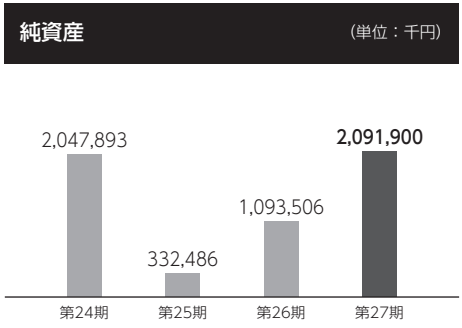

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| ネットオフ株式会社 | 10百万円 | 100.0% | インターネットを通じた中古本等のリユース事業 |
| ネットオフ・ソーシャル株式会社 | 1百万円 | 100.0% | リユース事業 |
| リネットジャパンリサイクル株式会社 | 95百万円 | 100.0% | 使用済小型電子機器など再資源化製品のリサイクル事業 |
| RJソーシャルケア&HRグループ株式会社 | 10百万円 | 100.0% | 子会社の経営管理 |
| RJソーシャルケア東京株式会社 | 10百万円 | 100.0%<br>(100.0%) | ソーシャルケア事業 |
| RJソーシャルケア名古屋株式会社 | 30百万円 | 100.0%<br>(100.0%) | ソーシャルケア事業 |
| SCJ株式会社 | 25百万円 | 100.0%<br>(100.0%) | ソーシャルケア事業 |
| リネットジャパングローバルHR株式会社 | 10百万円 | 100.0%<br>(100.0%) | 人材の送出し事業 |
| RENET (CAMBODIA) HR CO.,LTD. | 50千米ドル | 49.0% | 人材の送出し事業 |
| RJプロパティーズ株式会社 | 30百万円 | 100.0% | 不動産賃貸事業 |
| MOBILITY FINANCE (CAMBODIA) PLC. | 3,084千米ドル | 100.0% | リース事業 |

(注) 1.当社の出資比率のうち（ ）内の数値は、当社の間接所有の割合を表示しております。
2.2026年２月９日付でリネットジャパンソーシャルケア株式会社はRJソーシャルケア名古屋株式会社に、リネットジャパンソーシャルプロパティーズ株式会社はRJプロパティーズ株式会社に商号変更しております。
3.2026年５月31日付でRJソーシャルケアグループ株式会社を中間持株会社化し（SCJ株式会社、RJソーシャルケア東京株式会社、RJソーシャルケア名古屋株式会社の株式を同社に譲渡）当該3社はRJソーシャルケアグループ株式会社の子会社となっております。
4.2026年７月１日付でRJソーシャルケアグループ株式会社をRJソーシャルケア&HRグループ株式会社に商号変更しております。
5.2026年７月１日付でリネットジャパングローバルHR株式会社を設立し、RJソーシャルケア&HRグループ株式会社の子会社にしております。
6.RENET (CAMBODIA) HR CO.,LTD.は、当社の議決権比率が49.0%でありますが、支配力基準の適用により連結子会社としております。
7.特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題として、以下に取り組んでまいります。

### ① 経営理念の浸透とグループ一体性の強化

当社グループは、リユース、リサイクル、ソーシャルケア及び海外ＨＲの各事業を通じて、社会課題の解決に取り組んでおります。今後、資本業務提携やＭ＆Ａ等を通じて事業領域及びグループの拡大を目指す中、それぞれの事業の専門性や自主性を尊重しながら、経営理念・フィロソフィーをグループ全体で共有し、一体感を持って事業を推進することが重要であります。

### ② 安全・安心なサービスの提供と情報セキュリティの強化

近年、企業を標的としたランサムウェア等によるサイバー攻撃や不正アクセスが社会的な問題となっており、情報漏えいにとどまらず、システム停止や事業活動の中断につながるリスクが高まっております。当社グループは、インターネットを活用したサービスを提供するとともに、お客様等の個人情報や事業活動に関わる重要な情報を取り扱っていることから、情報セキュリティの確保を重要な経営課題と認識しております。

当社グループは、グループ各社における情報管理体制の整備に加え、システムの安全対策やアクセス管理の強化、従業員への教育及び委託先を含む取引先の管理に取り組んでまいります。また、サイバー攻撃等を完全に防止することは困難であるとの認識のもと、万一の事態に備え、被害の早期把握、迅速な初動対応、関係者への適切な連絡及び事業の継続・復旧に向けた体制の強化に努めてまいります。

あわせて、回収・処理業務及び福祉サービスを含む各事業の特性に応じた安全管理を徹底し、お客様、サービスの利用者及び取引先をはじめとするステークホルダーからの信頼を確保してまいります。

### ③ 持続的な成長に向けた事業基盤と財務基盤の強化

当社グループの持続的な成長に向けては、既存事業の収益力を高めるとともに、特定の事業機会に過度に依存することなく、グループ全体として安定的に収益を生み出せる事業基盤を構築することが重要であります。

当社グループは、各事業の成長性、収益性及び事業間の関連性を踏まえて経営資源を配分し、既存事業の競争力強化に取り組んでまいります。また、資本業務提携を通じた取引・協業の拡大や、Ｍ＆Ａ等による新たな事業機会の獲得を進めるとともに、その成果を持続的な収益の拡大につなげてまいります。

成長投資にあたっては、投資目的、収益性及びリスクを十分に検討し、実行後の進捗や投資効果を検証してまいります。あわせて、資金需要に対応した財務基盤の強化を図り、財務の健全性及び資本効率に配慮した経営に努めてまいります。

**④ コーポレートガバナンス及びグループ管理体制の強化**

事業の多角化やM＆Ａ等によるグループの拡大に伴い、各事業における迅速な意思決定と、グループ全体としての適切な管理を両立することが一層重要となっております。

当社グループは、取締役会等における審議及び監督機能の充実に努めるとともに、グループ各社の経営状況やリスクを適時に把握できる管理体制の強化を図ってまいります。また、事業の特性に応じた法令遵守、内部統制及び内部監査の充実を進め、M＆Ａ等により新たに加わる事業についても、適切な管理体制の整備に取り組んでまいります。

さらに、経営情報の共有や権限と責任の明確化を進め、特定の個人に過度に依存しない組織的な経営基盤を構築することで、経営の透明性及び持続性の向上に努めてまいります。

**⑤ 成長を支える人材の確保・育成と多様な人材の活躍**

人手不足が進む中、事業の拡大とサービスの品質を支える人材の確保・育成は、グループ共通の重要な経営課題であります。当社グループは、各事業に必要な専門知識や経験を有する人材に加え、グループ経営を担う人材及びデジタル技術を活用できる人材の採用・育成に取り組んでまいります。

また、従業員が経営理念を共有し、それぞれの能力を発揮できるよう、教育機会の充実や働きやすい職場環境の整備を進めてまいります。国籍、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、多様な人材が活躍できる組織づくりに努めるとともに、障がいのある方の雇用及び就労機会の拡大を図ってまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2026年9月30日現在)

| 事業 | 内容 |
|---|---|
| リユース事業 | NETOFFブランドで自社サイトを開設し、インターネットを通じてユーザーから中古本・CD・DVD・ゲームソフト・ブランド品・貴金属・フィギュア・トレーディングカードなど多様な商品の買取申込を受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店等を通じてインターネット販売を行う、宅配便を活用した利便性の高い、かつ、インターネットに特化した非対面・非リアルの宅配買取・販売サービスを顧客に提供を行っております。 |
| 小型家電リサイクル事業 | 小型家電リサイクル法の事業会社の認定事業者として、ユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済小型電子機器等を宅配便で回収するとともに、パソコンや携帯電話を廃棄する際に個人情報漏えいを懸念するユーザー向けのデータ消去サービス等オプションサービスを有償で提供し、回収した使用済小型電子機器等を再資源化事業者に売却又はリユース販売するインターネットプラットフォーム型のサービスを提供しております。 |
| ソーシャルケア事業<br>(障がい者向けグループホーム) | 障がいのある方向けに戸建て住宅や寮等のグループホームを提供し、共同生活援助を通じて自立した日常生活を送るための支援をしております。<br>また、障がいのある方の雇用創出を進めるために、リユース事業、小型家電リサイクル事業と連携して一般就労・就労継続支援B型等を含めて、積極的な雇用と就労訓練機会を提供しております。 |
| ソーシャルケア事業<br>(外国人材送り出し) | 日本の就業人口の減少に伴う求人需要と、日本での高度な技能習得や就労によるキャリアアップ機会により帰国後の母国の経済発展に資する人材育成を図る事業であり、今後ますます深刻化する国内の介護人材の不足に対応する観点で福祉領域に特化型した人材送出しなどを提供しております。 |

## (6) 主要な事業所 (2026年９月30日現在)

### ① 当社

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| 名古屋本社 | 愛知県名古屋市 |
| 東京支社 | 東京都港区 |

### ② 子会社

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| ネットオフ株式会社 | 愛知県大府市 |
| ネットオフ・ソーシャル株式会社 | 愛知県大府市 |
| リネットジャパンリサイクル株式会社 | 愛知県大府市 |
| RJソーシャルケア＆HRグループ株式会社 | 東京都港区 |
| RJソーシャルケア東京株式会社 | 東京都港区 |
| RJソーシャルケア名古屋株式会社 | 愛知県大府市 |
| SCJ株式会社 | 東京都葛飾区 |
| リネットジャパングローバルHR株式会社 | 東京都港区 |
| RJプロパティーズ株式会社 | 東京都港区 |
| MOBILITY FINANCE (CAMBODIA) PLC. | カンボジア王国プノンペン都 |
| RENET (CAMBODIA) HR CO.,LTD. | カンボジア王国プノンペン都 |

## (7) 使用人の状況 (2026年９月30日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|---|
| リユース・リサイクル事業 | 112名 (254名) | 12名増 (1名増) |
| ソーシャルケア事業 | 147名 (91名) | 23名増 (2名減) |
| その他 | 0名 (0名) | 2名減 (―) |
| 本社 | 31名 (1名) | 3名増 (―) |
| 合計 | 290名 (346名) | 36名増 (1名減) |

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 31 (1) 名 | 3名増 (―) | 40.7歳 | 3.1年 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2026年９月30日現在)

①主要な借入先と借入額

| 借入先 | 借入額 (千円) |
|---|---|
| 株式会社 MUFGストラテジック・インベストメント | 2,000,000 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 730,001 |
| 株式会社あいち銀行 | 533,496 |
| 株式会社みずほ銀行 | 200,000 |
| 株式会社りそな銀行 | 187,000 |

②コミットメントライン契約

当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、コミットメントライン契約を株式会社あいち銀行と借入枠1,000,000千円及びりそな銀行と借入枠500,000千円をそれぞれ締結しております。

借入極度額の明細は下記の通りです。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は400,000千円であります。

| 借入先 | 借入極度額（千円） |
|---|---|
| 株式会社あいち銀行 | 1,000,000 |
| 株式会社りそな銀行 | 500,000 |
| 計 | 1,500,000 |

# 2 会社の現況

## (1) 株式の状況 (2026年９月30日現在)

**① 発行可能株式総数　20,000,000株**

**② 発行済株式の総数　14,703,400株**

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は98,800株増加しております。

**③ 株主数　11,320名**

**④ 大株主**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 黒田　武志 | 3,075,200株 | 20.91% |
| 合同会社ＴＫコーポレーション | 1,396,300 | 9.49 |
| 株式会社Mコーポレーション | 612,200 | 4.16 |
| 引字　圭祐 | 532,600 | 3.62 |
| BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人　香港上海銀行東京支店) | 496,000 | 3.37 |
| 株式会社新東通信 | 408,100 | 2.77 |
| ステッチ株式会社 | 284,000 | 1.93 |
| 渥美　裕人 | 282,300 | 1.91 |
| 楽天証券株式会社共有口 | 236,100 | 1.60 |
| 鈴木　春美 | 150,000 | 1.02 |

(注) 持株比率は自己株式（161株）を控除して計算しております。

**所有者別の株式保有比率**

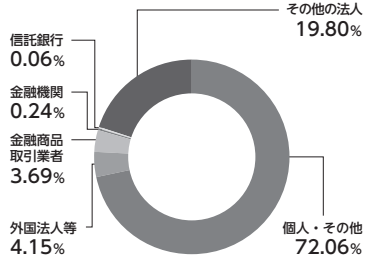

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

1. 第14回新株予約権（2017年８月31日取締役会決議）

新株予約権の数

989個

新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式　　271,500株（新株予約権１個につき100株）

新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たり200円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たり　　56,000円（１株当たり560円）

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ　会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。
　　計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2020年１月１日から2027年９月18日まで

新株予約権の行使の条件

イ　本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

ロ　受益者は、2018年９月期から2019年９月期までのいずれかの事業年度に係るEBITDA（当社の有価証券報告書における連結損益計算書に記載される税金等調整前当期純利益から特別利益を控除し特別損失及び支払利息を加算した金額に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。）が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた

本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。

この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) ３億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち50%

(b) ５億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち75%

(c) ７億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%

ハ　受益者は、本新株予約権を取得した時点において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

ニ　受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

ホ　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ヘ　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

当社役員の保有状況

| | | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|---|---|---|---|---|
| 取締役（監査等委員を除く） | 取締役（社外取締役を除く） | － | － | － |
| | 社外取締役 | 69個 | 6,900株 | 2名 |
| 取締役（監査等委員） | | 40個 | 4,000株 | 2名 |

2．第15回新株予約権（2017年８月31日取締役会決議）

新株予約権の数

1,525個

新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式　226,200株（新株予約権１個につき100株）

新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たり100円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たり　56,000円（１株当たり560円）

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ　会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。
計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2023年１月１日から2027年９月18日まで

新株予約権の行使の条件

イ　本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

ロ　受益者は、2020年９月期から2022年９月期までのいずれかの事業年度に係るEBITDA（当社の有価証券報告書における連結損益計算書に記載される税金等調整前当期純利益から特別利益を控除し特別損失及び支払利息を加算した金額に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。）が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。
この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使するこ

とができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 3億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち50%

(b) 5億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち75%

(c) 7億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%

ハ　受益者は、本新株予約権を取得した時点において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

ニ　受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

ホ　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ヘ　各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

当社役員の保有状況

| | | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|---|---|---|---|---|
| 取締役（監査等委員を除く） | 取締役（社外取締役を除く） | － | － | － |
| | 社外取締役 | － | － | － |
| 取締役（監査等委員） | | 36個 | 3,600株 | 1名 |

3．第20回新株予約権（2020年12月22日取締役会決議）

新株予約権の数

9,000個

新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式　　900,000株（新株予約権1個につき100株）

新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり600円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個につき58,500円（1株当たり585円）

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ　会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。
　　計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

　2021年１月８日から2031年１月７日まで

新株予約権の行使条件

イ　本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ロ　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ハ　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|---|---|---|---|
| 取締役<br>（監査等委員を除く）<br>（社外取締役を除く） | 9,000個 | 900,000株 | 1名 |

４．第22回新株予約権（2024年８月14日取締役会決議）

新株予約権の数

　10,000個

新株予約権の目的となる株式の種類と数

　普通株式　　1,000,000株（新株予約権１個につき100株）

新株予約権の払込金額

　新株予約権１個当たり100円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個につき25,800円（１株当たり258円）

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ　会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。

計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2024年９月６日から2029年９月５日まで

新株予約権の行使条件

イ　本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ロ　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ハ　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|---|---|---|---|
| 取締役<br>（監査等委員を除く）<br>（社外取締役を除く） | 10,000個 | 1,000,000株 | 1名 |

５．第23回新株予約権（2025年３月13日取締役会決議）

新株予約権の数

695個

新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式　　69,500株（新株予約権１個につき100株）

新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たり200円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たり　　26,900円（１株当たり269円）

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ　会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。
計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2027年１月１日から2035年４月２日まで

新株予約権の行使の条件

イ　新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2026年９月期から2030年９月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連 結損益計算書を作成していない場合には損益計算書、以下同様。）に記載された営業利益が、1,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとし、当該連結損益計算書に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

ロ　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ハ　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ニ　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ホ　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

当社使用人等への交付状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|---|---|---|---|
| 当社使用人 | 695個 | 69,500株 | 7名 |
| 子会社の役員及び使用人<br>（当社使用人を除く） | － | － | － |

6．第24回新株予約権（2026年3月12日取締役会決議）

新株予約権の数

6,000個

新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式　600,000株（新株予約権１個につき100株）

新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たり500円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個につき105,800円（１株当たり1,058円）

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ　会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。
計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2026年３月30日から2036年３月29日まで

新株予約権の行使条件

イ　本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）の相続人による本新株予約権の行使は認めない。新株予約権者は、新株予約権の権利

行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ロ　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ハ　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ニ　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|---|---|---|---|
| 取締役<br>（監査等委員を除く）<br>（社外取締役を除く） | 6,000個 | 600,000株 | 1名 |

**②　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

**③　その他新株予約権等に関する重要な事項**

1. 第21回新株予約権（2022年3月25日取締役会決議）

新株予約権の数

1,500個

新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式　　150,000株（新株予約権１個につき100株）

新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たり1,100円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たり　　49,700円（１株当たり497円）

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ　会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の

金額とする。
計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2025年４月12日から2032年４月11日まで

新株予約権の行使の条件

イ　新株予約権者は、2023年９月期から2027年９月期のいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同じ。）及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書。以下同じ。）から求められるEBITDA（当社が提出した有価証券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益に連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。以下同じ。）が、下記各号に掲げるいずれかの条件を満たした場合、これ以降本新株予約権を行使することができる。

(a)2023年９月期から2025年９月期のいずれかの事業年度において、EBITDAが1,200百万円を超過した場合

(b)2023年９月期から2027年９月期のいずれかの事業年度において、EBITDAが1,500百万円を超過した場合

また、上記におけるEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前EBITDAをもって判定するものとする。

ロ　上記①にかかわらず、割当日から１年間を経過する日までの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が299円（ただし、発行要項行３.新株予約権の内容（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法に定義された行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回った場合、本新株予約権を行使することができ

ないものとする。

ハ　本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ニ　上記②は、新株予約権者が当社と契約関係にある信託会社であって、当該信託会社が信託契約の定めに従い本新株予約権を行使する場合には適用しない。

ホ　本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ヘ　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ト　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

当社使用人等への交付状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|---|---|---|---|
| 当社使用人 | 445個 | 44,500株 | 4名 |
| 子会社の役員及び使用人（当社使用人を除く） | － | － | － |

2．第25回新株予約権（2026年3月12日取締役会決議）

新株予約権の数

14,915個

新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式　　1,575,200株（新株予約権１個につき100株）

新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たり1,010円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たり　　95,220円（１株当たり952.2円）

2026年４月１日以後、各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の東京証券取引所におけ

る当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該金額に修正される。ただし、修正後の行使価額が下限行使価額である685円を下回る場合には、下限行使価額とする。上限行使価額は設けない。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、発行要項に従い、行使価額、下限行使価額及び交付株式数が調整されることがある。

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ　会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。

計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2026年3月31日から2029年３月30日まで

新株予約権の行使の条件

新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の取得に関する事項

当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、取得日の２週間以上前までに書面による通知を行った上で、残存する本新株予約権の全部又は一部を１個当たりその払込金額と同額で取得することができる。なお、取得した本新株予約権は消却するものとする。

新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要する。

新株予約権の行使停止に関する事項

当社は、１週間前までに割当先に通知することによって本新株予約権の行使を停止することができ、その後、当社の裁量により停止を解除することができる。

新株予約権の割当先

Cantor Fitzgerald Europe

※2026年10月19日付取締役会決議により、2026年11月5日付で残存する全てを取得・消却しております。対象個数は14,915個、取得価額は総額15,064,150円（1個当たり1,010円）

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役の状況（2026年９月30日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 黒田　武志 | 経営全般<br>ネットオフ株式会社　代表取締役<br>リネットジャパンリサイクル株式会社　代表取締役<br>RJプロパティーズ株式会社　代表取締役<br>RJソーシャルケア＆HRグループ株式会社　取締役<br>リネットジャパングローバルHR株式会社　取締役 |
| 取締役 | 高橋　義孝 | 個人経営コンサルタント |
| 取締役 | 髙橋　理人 | アディッシュ株式会社　社外取締役<br>株式会社ウィルグループ　社外取締役<br>株式会社property technologies　社外取締役 |
| 取締役<br>（常勤監査等委員） | 小野田　剛久 | ネットオフ・ソーシャル株式会社　監査役<br>ネットオフ株式会社　監査役<br>RJプロパティーズ株式会社　監査役 |
| 取締役<br>（監査等委員） | 原　　陽年 | アーゲル・コンサルティング株式会社　取締役<br>株式会社アイスタイル　監査役 |
| 取締役<br>（監査等委員） | 中井　英一 | 株式会社中井ビジネスコンサルタント　代表取締役 |

（注）1．取締役 高橋義孝氏、髙橋理人氏及び取締役（監査等委員）原陽年氏並びに中井英一氏は、社外取締役であります。
2．取締役（監査等委員）原陽年氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、小野田剛久氏を常勤監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役高橋義孝氏及び原陽年氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 取締役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬の総額

| 区　　分 | 報酬等の総額（千円） | 報酬等の種類別の総額（千円） | | | 対象となる役員の員数（名） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 56,610<br>(8,250) | 56,610<br>(8,250) | －<br>(－) | －<br>(－) | 3<br>(2) |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 14,700<br>(7,200) | 14,700<br>(7,200) | －<br>(－) | －<br>(－) | 3<br>(2) |
| 合　　計<br>（うち社外役員） | 71,310<br>(15,450) | 71,310<br>(15,450) | －<br>(－) | －<br>(－) | 6<br>(4) |

ロ．業績連動報酬等に関する事項
該当事項はありません。

ハ．非金銭報酬等に関する事項
該当事項はありません。

ニ．取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年12月17日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年12月17日の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

ホ．取締役（監査等委員を除く）報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、取締役会において決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮して決定することを基本方針としております。取締役（監査等委員を除く）の個人別の固定報酬の金額は、株主総会で決議された取締役（監査等委員を除く）の報酬の限度額の範囲内で、個々の取締役（監査等委員を除く）の職責、前年度の業績、従業者の給与水準、経済や社会情勢などを総合的に勘案し決定することとし、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。

2. 固定報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の個人別の固定報酬の金額は、株主総会で決議された取締役（監査等委員を除く）の報酬の限度額の範囲内で、個々の取締役（監査等委員を除く）の職責、前年度の業績、従業者の給与水準、経済や社会情勢などを総合的に勘案し決定することとする。

3. 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の個人別の固定報酬の金額は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。

### ③ 社外取締役に関する事項

**イ．他の法人等との兼職状況（業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係**

| 氏名 | 地位 | 重要な兼職の状況 | 兼職先と当社との関係 |
|---|---|---|---|
| 高橋　義孝 | 社外取締役 | 個人経営コンサルタント | 特別の関係はありません |
| 髙橋　理人 | 社外取締役 | アディッシュ株式会社　社外取締役<br>株式会社ウィルグループ　社外取締役<br>株式会社property technologies　社外取締役 | 特別の関係はありません |
| 原　　陽年 | 社外取締役<br>(監査等委員) | アーゲル・コンサルティング株式会社　取締役 | 特別の関係はありません |
| 中井　英一 | 社外取締役<br>(監査等委員) | 株式会社中井ビジネスコンサルタント　代表取締役 | 特別の関係はありません |

**ロ．他の法人等との兼職状況（社外役員である場合）及び当社と当該他の法人等との関係**

| 氏名 | 地位 | 重要な兼職の状況 | 兼職先と当社との関係 |
|---|---|---|---|
| 原　　陽年 | 社外取締役<br>(監査等委員) | 株式会社アイスタイル　監査役 | 特別の関係はありません |

**ハ．当事業年度における主な活動状況**

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 取締役 | 高橋　義孝 | 当事業年度に開催された取締役会24回全てに出席し、適宜取締役会の議案審議等に必要な発言を行っております。 |
| 取締役 | 髙橋　理人 | 当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、適宜取締役会の議案審議等に必要な発言を行っております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 原　　陽年 | 当事業年度に開催された取締役会24回全てに出席し、また、監査等委員会16回全てに出席し、必要に応じ取締役会及び監査等委員会の議案審議等に必要な発言を行っております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 中井　英一 | 当事業年度に開催された取締役会24回全てに出席し、また、監査等委員会16回全てに出席し、必要に応じ取締役会及び監査等委員会の議案審議等に必要な発言を行っております。 |

### ④ 責任限定契約の内容の概要

（取締役の責任限定契約）

当社は、定款第30条において取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けており、これに基づき非業務執行取締役の全員と責任限定契約を締結しております。なお、その概要につきましては、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分は免責される契約内容となっております。

### ⑤ 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としています。なお、当該保険契約の保険料は、全額会社が負担しております。

## (4) 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

監査法人アリア

### ② 報酬等の額

| | 支払額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 39,300千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 39,300千円 |

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出の根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月１回開催する。

ロ. 取締役会は、取締役会規程、取締役会付議基準を整備し、それらに則り、会社の業務の意思決定を行う。

ハ. 取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

ニ. 取締役会は、代表取締役をコンプライアンス全体の総責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、整備、管理にあたる。

ホ. 当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員は自らが定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行う。

### ② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンスに関する周知徹底を図り、社内研修等の機会を通じてコンプライアンスの重要性について啓蒙を行うとともに、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。

ロ. 内部監査部門が監査を行い、コンプライアンス体制の運用状況を監視、検証して、その結果を取締役会、代表取締役及び監査等委員に報告する。

ハ. 当社の業務執行体制として、稟議規程、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程により各部門の職務権限を明確にし、指揮命令系統を明らかにするとともに、部門間の相互牽制を機能させる。

### ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 株主総会、取締役会等の議事録を、法令及び規程に従い作成し、適切に保管・管理する。

ロ. 経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、文書管理規程に基づいて、記録し、保存する。

ハ. これらの管理の総責任者を管理担当取締役とする。

ニ. 取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書を閲覧できる。

### ④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．損失の危険の管理に関して、リスク管理体制の構築及び運用方法を定めたリスク管理規程を制定するとともに、リスク管理担当役員を任命する。

ロ．各部門の所管業務に付随する損失の危険の管理は当該部門が、また組織横断的な損失の危険状況の監視及び全社的対応は管理担当取締役が担当する。

ハ．上記イの危険の管理に関する状況については、定期的に取締役会に報告し、必要に応じて速やかに対策を検討する。

ニ．内部監査部門が定期的に各部署に対する内部監査を行い、損失の危険の管理について改善すべき点があれば指摘し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員に報告する。

ホ．重大性、緊急性又は不測の事態が発生、又はその恐れがある場合には、遅滞なく対策本部を設置し、損害の拡大又は発生を防止する体制を整える。

### ⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、事業計画を策定し、代表取締役以下業務担当取締役及び各部門は、当該計画の達成に向けた具体的な活動を行う。

ロ．取締役会を原則として毎月１回、別途必要に応じて随時機動的に開催して、業績報告のレビューを通じて、経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督、管理を行う。

ハ．社内規程の整備運用により組織、業務分掌、職務権限及び意思決定ルールの明確化を図り、日々の職務執行の効率化を図る。

### ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社の内部監査部門は、当社及びその子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告する。

ロ．当社の子会社の管理は関係会社規程に基づき実施し、業績及び経営状況に影響を及ぼす重要事項について、当社取締役会に定期的に報告し、もしくは、事前協議を行う体制を構築する。

**⑦ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

イ．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人を配置する。

**⑧ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項**

イ．監査等委員会の職務を補助する使用人の指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において、監査等委員会に帰属する。その際、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び他の使用人は、指揮命令権限を有しない。

ロ．監査等委員会の職務を補助する使用人の任命、解任、人事考課、異動、賃金の改定等については、常勤監査等委員の同意を得た上で決定する。

**⑨ 当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

イ．取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、遅滞なく業務執行状況を報告する。

ロ．取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある重要な事実を発見した場合、遅滞なく監査等委員会に報告する。

**⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

イ．監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わないものとする。

**⑪ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

イ．監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

### ⑫ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役は、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。

ロ．監査等委員会と内部監査部門との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。

ハ．監査等委員会は当社が契約している監査法人と連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。

ニ．監査等委員会が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。

### ⑬ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

イ．「コンプライアンス規定」を制定し、取締役・使用人が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令義務違反が発生した場合または発生する恐れのある場合は厳格な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規定」等の社内規定に定めるところにより適正に保存し、管理しております。

ハ．月に１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。
また、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「職務分掌規定」、「職務権限規程」により明確化し、業務の組織的かつ能率的な運営を図っております。

ニ．監査等委員会、会計監査人及び内部監査担当は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。

ホ．財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規定を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきだと考えております。

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねるべきものと考えておりますが、高値での売り抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

また、当社株式の大量取得を目的とした買付行為（または買収提案）に対しては、当該買収者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

なお、買収への対応方針の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や株主の動向等を注視しながら、今後も検討を行ってまいります。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針でおります。

特に配当性向（連結）、株主総利回り（TSR）および株主資本配当率（DOE）を指標とし、業績推移や株価動向等を勘案しながら、株主還元を実施してまいります。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年９月30日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **(資産の部)** | |
| **流動資産** | **6,193,919** |
| 現金及び預金 | 3,416,622 |
| 売掛金 | 1,501,370 |
| リース投資資産 | 152,046 |
| 商品 | 491,265 |
| 貯蔵品 | 16,810 |
| その他 | 680,391 |
| 貸倒引当金 | △64,586 |
| **固定資産** | **4,817,879** |
| **有形固定資産** | **2,131,837** |
| 建物及び構築物（純額） | 299,830 |
| リース資産（純額） | 1,354,789 |
| その他（純額） | 477,217 |
| **無形固定資産** | **760,181** |
| のれん | 210,902 |
| ソフトウェア | 545,766 |
| その他 | 3,512 |
| **投資その他の資産** | **1,925,861** |
| 投資有価証券 | 221,614 |
| 長期貸付金 | 556,074 |
| デリバティブ債権 | 82,713 |
| 長期預け金 | 299,936 |
| 繰延税金資産 | 523,577 |
| その他 | 430,472 |
| 貸倒引当金 | △188,527 |
| **資産合計** | **11,011,799** |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **(負債の部)** | |
| **流動負債** | **3,409,912** |
| 買掛金 | 265,295 |
| 短期借入金 | 700,000 |
| １年内返済予定の長期借入金 | 630,121 |
| 未払金 | 597,203 |
| 未払費用 | 460,690 |
| リース債務 | 48,773 |
| 未払法人税等 | 317,570 |
| 賞与引当金 | 3,091 |
| その他 | 387,166 |
| **固定負債** | **5,509,986** |
| 社債 | 8,000 |
| 長期借入金 | 3,940,427 |
| リース債務 | 1,497,047 |
| その他 | 64,511 |
| **負債合計** | **8,919,898** |
| **(純資産の部)** | |
| **株主資本** | **1,805,254** |
| 資本金 | 1,290,498 |
| 資本剰余金 | 394,408 |
| 利益剰余金 | 120,498 |
| 自己株式 | △150 |
| **その他の包括利益累計額** | **155,199** |
| その他有価証券評価差額金 | 52,047 |
| 為替換算調整勘定 | 103,152 |
| **新株予約権** | **56,513** |
| **非支配株主持分** | **74,933** |
| **純資産合計** | **2,091,900** |
| **負債・純資産合計** | **11,011,799** |

注．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (2025年10月１日から2026年９月30日まで)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **15,232,827** |
| **売上原価** | | **5,240,470** |
| **売上総利益** | | **9,992,357** |
| **販売費及び一般管理費** | | **8,288,486** |
| **営業利益** | | **1,703,871** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 9,139 | |
| 助成金収入 | 21,195 | |
| 為替差益 | 18,348 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 19,127 | |
| その他 | 34,662 | **102,473** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 251,238 | |
| デリバティブ評価損 | 50,443 | |
| 支払手数料 | 260,924 | |
| その他 | 53,470 | **616,076** |
| **経常利益** | | **1,190,268** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 125 | |
| 支払手数料返還金 | 10,427 | |
| その他 | 6,085 | **16,639** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 2,100 | |
| 固定資産売却損 | 326 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 152,285 | |
| 投資損失 | 7,479 | |
| 支払手数料 | 10,427 | |
| その他 | 11,599 | **184,219** |
| **税金等調整前当期純利益** | | **1,022,688** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 338,837 | |
| 法人税等調整額 | △156,571 | **182,265** |
| **当期純利益** | | **840,422** |
| **非支配株主に帰属する当期純利益** | | **13,169** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **827,252** |

注．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年９月30日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **(資産の部)** | |
| **流動資産** | **6,665,294** |
| 現金及び預金 | 2,742,590 |
| 売掛金 | 1,425,897 |
| 貯蔵品 | 3,612 |
| 前払費用 | 116,642 |
| 関係会社短期貸付金 | 1,984,929 |
| 立替金 | 397,759 |
| 未収入金 | 24,209 |
| その他 | 4,385 |
| 貸倒引当金 | △34,731 |
| **固定資産** | **2,685,771** |
| **有形固定資産** | **57,863** |
| 建物 | 38,054 |
| 工具器具備品 | 13,457 |
| リース資産 | 3,566 |
| その他 | 2,785 |
| **無形固定資産** | **6,773** |
| 商標権 | 2,952 |
| ソフトウェア | 3,821 |
| **投資その他の資産** | **2,621,134** |
| 投資有価証券 | 189,384 |
| 関係会社株式 | 483,378 |
| 出資金 | 9,500 |
| 長期貸付金 | 487,785 |
| 長期未収入金 | 803,151 |
| デリバティブ債権 | 82,713 |
| 長期預け金 | 299,936 |
| 長期前払費用 | 18,127 |
| 繰延税金資産 | 467,969 |
| その他 | 266,972 |
| 貸倒引当金 | △487,785 |
| **資産合計** | **9,351,066** |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **(負債の部)** | |
| **流動負債** | **3,674,764** |
| 短期借入金 | 700,000 |
| １年内返済予定の長期借入金 | 503,302 |
| リース債務 | 1,531 |
| 未払金 | 319,030 |
| 未払費用 | 318,405 |
| 未払消費税等 | 120,901 |
| 未払法人税等 | 192,197 |
| 関係会社短期借入金 | 1,321,277 |
| 預り金 | 159,032 |
| 賞与引当金 | 3,091 |
| その他 | 35,994 |
| **固定負債** | **3,325,913** |
| 長期借入金 | 3,149,037 |
| 関係会社長期借入金 | 174,658 |
| リース債務 | 2,217 |
| **負債合計** | **7,000,677** |
| **(純資産の部)** | |
| **株主資本** | **2,241,828** |
| 資本金 | 1,290,498 |
| 資本剰余金 | 375,707 |
| 資本準備金 | 375,707 |
| 利益剰余金 | 575,771 |
| その他利益剰余金 | 575,771 |
| 繰越利益剰余金 | 575,771 |
| 自己株式 | △150 |
| **評価・換算差額等** | **52,047** |
| その他有価証券評価差額金 | 52,047 |
| **新株予約権** | **56,513** |
| **純資産合計** | **2,350,388** |
| **負債・純資産合計** | **9,351,066** |

注．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2025年10月1日から2026年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **営業収益** | | **2,462,756** |
| **営業費用** | | **914,307** |
| **営業利益** | | **1,548,448** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 20,615 | |
| 為替差益 | 19,117 | |
| 助成金収入 | 6,666 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 18,000 | |
| その他 | 12,126 | **76,526** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 215,218 | |
| 支払手数料 | 260,924 | |
| デリバティブ評価損 | 50,443 | |
| その他 | 538 | **527,124** |
| **経常利益** | | **1,097,850** |
| **特別利益** | | |
| 新株予約権取崩益 | 45 | **45** |
| **特別損失** | | |
| 貸倒引当金繰入額 | 152,285 | |
| その他 | 7,928 | **160,214** |
| **税引前当期純利益** | | **937,681** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 192,841 | |
| 法人税等調整額 | △110,902 | **81,939** |
| **当期純利益** | | **855,742** |

注．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年11月25日

リネットジャパングループ株式会社
取 締 役 会 御 中

監査法人アリア
東京都港区
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　山中康之

業務執行社員　公認会計士　萩原眞治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リネットジャパングループ株式会社の2025年10月1日から2026年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、2026年10月19日開催の取締役会において、ＪＸ金属サーキュラーソリューションズ株式会社、ＳＧホールディングス株式会社及びPCS WirelessLLCとの資本業務提携、並びに第三者割当による新株式、第26回新株予約権及び第27回新株予約権の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年11月25日

リネットジャパングループ株式会社
取 締 役 会 御 中

監査法人アリア
東京都港区
代 表 社 員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　山 中 康 之

業務執行社員　公認会計士　萩 原 眞 治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、リネットジャパングループ株式会社の2025年10月１日から2026年9月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、2026年10月19日開催の取締役会において、ＪＸ金属サーキュラーソリューションズ株式会社、ＳＧホールディングス株式会社及びPCS WirelessLLCとの資本業務提携、並びに第三者割当による新株式、第26回新株予約権及び第27回新株予約権の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監査等委員会の監査報告

## 監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月25日

リネットジャパングループ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　小野田剛久
監 査 等 委 員　原　陽年
監 査 等 委 員　中井英一

監査等委員原陽年及び監査等委員中井英一は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

# 今後のM&A戦略

## M&A資金50億円を調達+今後のデット100億円と合わせ合計150億円をM&A投資

**M&A戦略 ①** ソーシャルケア事業中期計画「Social Care Growth & Roll-up 2030」を発表、
中小事業者のロールアップ型M&Aを展開する方針を打ち出し

| | 日中サービス支援型ホーム | ソーシャルケア事業営業利益（Non-GAAP） |
|---|---|---|
| 2030/9期 | 70～90棟 | 14～18億円 |
| 2035/9期（長期目標） | 200棟 | 45億円 |

**M&A戦略 ②** リユース事業、リサイクル事業における同業他社、周辺事業の戦略的M&A
～「環境×福祉」の成長加速

環境｜リユース・リサイクルのM&A
取扱量の拡大 → 就労機会の創出

×

福祉｜就労継続支援A型・B型のM&A
拠点・定員の拡大 → 就労の受け皿を確保

→

収益と社会性の両立

障がい者雇用
**1万人を目標**

**M&A戦略 ③** リユース、リサイクルにおいてTAM(Total Addressable Market)の
大きな領域へM&Aを活用してシフト

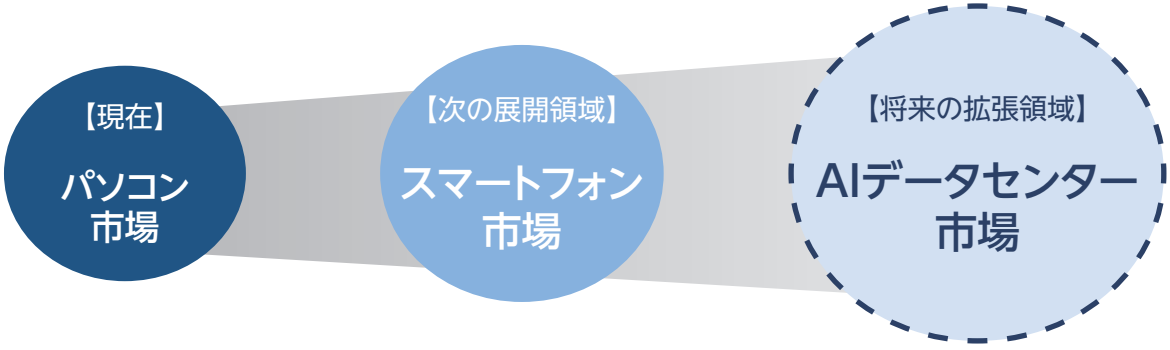

# 業務提携①

## 使用済製品の回収プラットフォームを共同構築

ReNet.jp group リネットジャパングループ株式会社 × JX金属サーキュラーソリューションズ / SGホールディングス株式会社

### ▶ 提携の目的・背景

日本政府は、循環経済への移行を国家戦略として位置付け、循環経済関連ビジネスの市場規模を2030年までに80兆円以上とする目標を掲げています。また、製造業・小売業等の動脈産業と、リサイクル等を担う静脈産業が連携（動静脈連携）し、製造業が求める品質・量の再生材を供給できるように資源循環の高度化を進める等、使用済製品の回収・再資源化を取り巻く社会的・政策的な重要性は一段と高まっています。

本提携では、各社の強みを結集し、この既存基盤をさらに発展させ、回収量・対象品目・利用者・回収チャネルを大きく拡大するとともに、回収した資源を確実に再資源化・素材化へつなげる回収プラットフォームを共同構築することを目的として、JX金属CS及びSGホールディングスと資本業務提携に至りました。

**循環経済関連市場**［兆円］

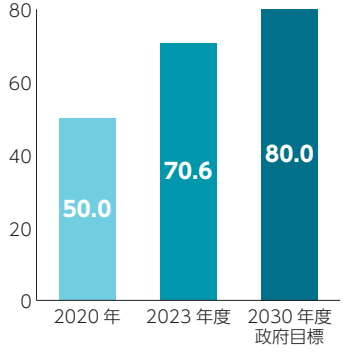


### ▶ 各社の役割

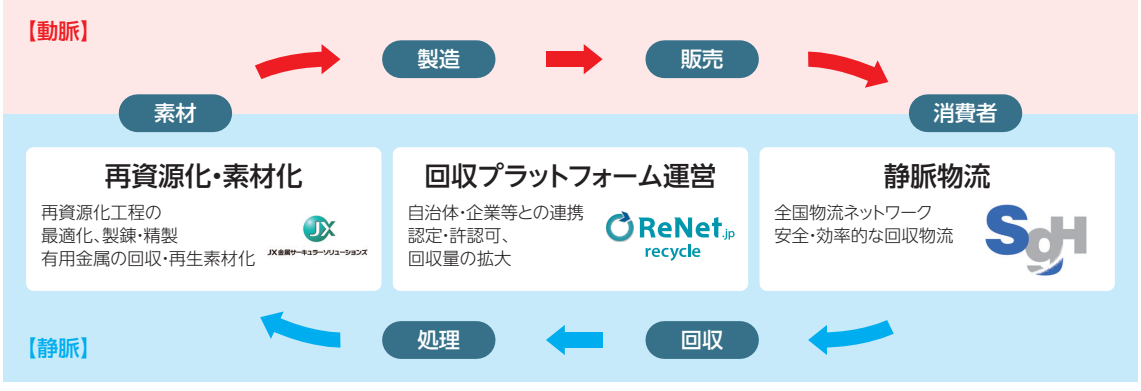

# 業務提携②

## リユースと再資源化の両方で、IT機器のライフサイクル価値を高める

ReNet.jp group
リネットジャパングループ株式会社

×

pcswireless
PCS Wireless LLC

### ▶ 提携の目的・背景

新品IT端末の価格上昇等を背景に、導入コストを抑えながら必要なIT環境を整備する選択肢として、品質を確保した中古IT端末の活用ニーズが高まっています。また、日本では循環経済への移行が国策として進められており、製品を長期間使用するとともに、リユース・リファービッシュ等を通じて製品価値を最大限活用することが重要な政策テーマとなっています。

本提携ではこうした事業環境の下、中古IT端末事業を拡大することを目的として、PCSの国内外から品質を確保した端末を大量かつ安定的に調達する能力と、当社グループの調達した端末を法人・個人等の多様な販売チャネルへ供給する能力を組み合わせ、リユース可能な端末については製品としての利用期間を延長し、リユースに適さない端末については資源として再資源化させることで、IT機器のライフサイクル全体における価値の最大化を図ります。

**国内中古スマホ販売**[万台]
出典：MM総研

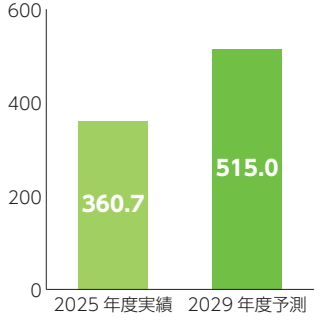


### ▶ 両社の役割

**リユース事業におけるシナジー**

| PCS | 当社グループ | 国内顧客 |
|---|---|---|
| 中古スマホ・タブレット等<br>グローバル調達・流通 | 仕入れ・輸入<br>検品・消去・商品化 | **個人**　：ネットオフEC<br>**法人等**：グループ営業基盤 |

**リサイクル事業におけるシナジー**

| 海外の情報機器 | 適法性の確認・輸入 | 国内再資源化 |
|---|---|---|
| リユースに適さない端末<br>資源としての活用可能性 | 対象物の分類・条件確認<br>輸出入規制等への対応 | 選別・解体・適正処理<br>有用金属を回収 |

※お知らせ 株主総会終了後、株主様向けに経営近況報告会の開催を予定しております。(終了予定時間:12時)

定時株主総会会場
# ご案内図

| | |
|---|---|
| 日　時 | 2026年12月19日(土曜日)<br>午前10時(受付開始:午前9時30分) |
| 会　場 | グローバルゲート<br>名古屋コンベンションホール 4階406会議室<br>愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 |
| 交通機関のご案内 | あおなみ線「ささしまライブ駅」下車 徒歩約3分<br>※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。 |




株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。


FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。